

## 平成 23 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について

〔平成 22 年 5 月 21 日  
閣 議 決 定〕

- 1 厳しい財政状況の下、政府としては、今後、国家公務員の人件費の抑制を進める必要がある。また、天下りのあつせんを根絶し、一方で、定年まで勤務できる環境の整備に向けた公務員制度改革を推し進める必要がある。

これらを踏まえ、平成 23 年度の国家公務員の新規採用について、以下の基本方針に基づき厳しい抑制を行うこととし、定年まで勤務することが想定される一般職の国家公務員（人事院及び会計検査院の職員を除く。以下同じ。）に係る平成 23 年度の新規採用者数を、これに相当する平成 21 年度の新規採用者数の 6 割程度にとどめるものとする。

### （基本方針）

新規採用者を以下の 3 つの類型に分類し、各府省について、平成 21 年度の新規採用者数に各類型に掲げる割合を乗じた数を、それぞれの類型に該当する職員に係る平成 23 年度の新規採用者数の上限とすることを基本とする。

- i 地方出先機関等において勤務することを目的とする採用者（iii を除く。） 2 割
- ii 本省において企画・立案に携わること等を目的とする採用者 8 割
- iii 専門職種でその専門的な知識をいかして行政サービスを提供すること等を目的とする採用者 5 割

ただし、総務大臣は、特定の職種について、上記基準によった場合に当該職種の行う業務の執行に著しい支障があるものと認めるときは、当該職種に係る新規採用者数の上限について、平成 21 年度新規採用者数の範囲内で加算することができる。

この方針に基づく、各府省ごとの平成 23 年度の各類型別新規採用者数の上限値は、総務大臣が定める。

- 2 一般職の国家公務員のうち、任期付職員、任期付研究員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 22 号）に基づく交流採用職員及び再任用職員については、任期を定めて採用され、定年まで勤務することが想定されない職員であること等を踏まえ、その採用は人件費の抑制に配慮しつつ適切に行うものとする。
- 3 特別職の国家公務員のうち、自衛官を除く防衛省の職員については、一般職の国家公務員に準じた取組を行うこととし、当該職員に係る平成 23 年度の各類型別新規採用者数の上限値は、防衛大臣が定める。
- 4 人事院及び会計検査院に対し、各機関の特質等にも留意しつつ、1 及び 2 に準じた取組を行うよう求める。